

## 令和8年度松江市自動運転バス実証事業車両調達及び実証運行業務委託 仕様書

この仕様書は、松江市または松江市交通局（以下「発注者」という）と受注者の間で締結する「松江市自動運転バス車両調達」及び「松江市自動運転バス実証運行業務委託」（以下「本業務」という）に係る概要を示すものであり、本業務に係る軽微な事項は、本書に記載のない事項であっても、本業務遂行上必要と認められる業務については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

### 1 業務名

松江市自動運転バス実証事業車両調達及び実証運行業務委託

### 2 業務の目的

松江市における持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて実施する「令和8年度松江市自動運転バス実証事業」において、令和9年度までの自動運転レベル4実装※に向けて、実証運行に取り組むものである。

※自動運転レベル4実装とは、指定するルートにおいて、道路運送車両法上の自動運行装置の走行環境条件付与を受けることを指す。（以下同じ）

### 3 業務期間

①車両調達：契約締結の日から令和8年9月30日（水）まで

②実証運行：契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

### 4 業務責任者

(1) 受注者は、本業務の履行にあたり、業務責任者を定め、その氏名及び連絡先を松江市に報告するものとする。これを変更したときも同様とする。

(2) 業務責任者は、本業務の履行に関する総括責任者として、業務の履行管理、関係者との調整及び松江市との連絡調整を行うものとする。

(3) 業務責任者は、本業務に関する市からの指示を受け、必要な措置を講ずるものとする。

(4) 業務責任者は、本業務の適切な履行を確保するため、業務従事者の指揮監督を行うものとする。

### 5 業務内容

#### 【業務区分①車両調達】（発注者：松江市交通局）

次に掲げる事項をすべて満たす自動運転車両を1台調達すること。

#### (1) 車両性能

①車両はMinibus 2.0とする。

※本事業は、国土交通省「令和8年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）」の活用を想定しており、当該補助事業公募要領により、採択後の事業内容（車両やルート等）の変更は原則として認められていないため、車両を特定するものである。

②国土交通省「自動運転車の安全確保に関するガイドライン」に対応する自動運転車であること。

- ③EV 車両とすること
- ④乗車定員 25 人以上、座席数 15 席（運転席除く）以上であること。
- ⑤自動運転時に時速 40 km以上での走行が可能であること。
- ⑥遠隔で監視を行うための遠隔型自動運転システム（監視・通話）を搭載していること。
- ⑦車イス用スロープなど、バリアフリーに配慮した設備を備えていること。
- ⑧ I Cカード車載器の取付が可能であること。
- ⑨エアコン（冷暖房機能付き）を実装していること。
- ⑩将来的に「一般乗合旅客自動車運送事業」として運行することを想定し、車両の構造等について道路運送車両法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律その他関連法規及び基準等に適合するもの。

(2) 調達する車両の状態は、他者による使用履歴がないものに限る。

### (3) 車両の保管

- ア 調達した車両は、道路交通法、道路運送車両の保安基準等、関係法規及び関係規格に適合させ、交通局が定める時期までに自家用車両として自動車検査登録を行うこと。その際、車両の調整又は改造等が必要な場合は施すこととし、使用の本拠の位置は松江市内とする。なお、自動運転車両の保管場所は、松江市交通局が指定し、作業開始の前までに受注者あて別途通知する。
- イ 自動運転車両の保管場所は、松江市交通局と受注者との協議により変更することができる。

(4) 将来的な「一般乗合旅客自動車運送事業」に必要なワンマン機器等の設置等に際し、発注者からの求めに応じて必要な技術支援を行うこと。

(5) 保証期間は、機器類ごとに定めるものとし、いずれも納入の日から最低 1 年間とする。保証期間において機器類に不備欠損が生じた場合は、受注者の負担により速やかに改修するものとする。故意の操作等による故障、破損については保証の対象外とする。

(6) 自動運転システムのソフトウェアアップデート、車両・システム保守、サイバーセキュリティへの対応について提案に含めること。

(7) 車両及びソフトウェアに関する重大な瑕疵が発見された場合は、受注者は期間の定めなく、その責任において適切な対応を行うこと。

## 【業務区分②実証運行業務】（発注者：松江市）

### (1) 業務計画

令和 9 年度末までに自動運転レベル 4 認可取得を達成する計画を策定するとともに、令和 8 年度における、詳細な実施体制、工程表、リスク管理計画等を盛り込んだ「業務実施計画書」を作成し、発注者に提出して承認を受けること。

## (2) 打合せ・協議

### ア 松江市及びコンソーシアム※構成員との協議

業務の遅滞が生じないように、必要に応じ、業務進捗状況の報告や事務連絡等について適宜打ち合わせを行い、本業務の円滑な進捗に努めるものとする。

※本事業は、別途組織する「松江市自動運転社会実装推進事業コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）により実施する。

### イ 松江市レベル4モビリティ・地域コミッティへの出席

発注者の求めに応じて松江市レベル4モビリティ・地域コミッティに出席すること

地域コミッティ開催予定：令和8年7月、11月、令和9年2月 計3回程度（オンライン可）

### ウ 関係機関との協議等

必要に応じて、公安委員会、島根県警、道路管理者等との協議及び調整を行い、自動運転バスの運行に支障が生じないようにすること。松江市またはコンソーシアム構成員が行う実証運行に必要な許認可手続き（バス停使用許可・駅前ロータリー使用許可等）の申請の補助を行うこと。

## (3) 安全管理体制の構築

実証運行において、万が一の事故やトラブル発生時における、発注者及び関係機関への迅速な連絡・報告フローを構築すること。

## (4) 車両走行調整

### ア 走行環境及び通信に関するリスクアセスメントを実施し、実証運行を行うにあたっての安全対策を立案・実行すること。

### イ 地図データの作成・更新、走行テストを実施すること。

## (5) 業務従事者教育

### ア 受注者は、オペレーター及びその他本業務に従事する者に対し、業務の内容に応じた関係法令等による規制、安全管理並びに緊急時対応、使用する自動運転システムの技術、旅客対応等の接遇について十分な教育を行うこと。

### イ 前項の規定による教育のほか、オペレーターに対しては、路上訓練等、自動運転バスの安全で安定した運行に必要な訓練等を十分に行うこと。

## (6) 現地交通事業者への自動運転バスの運転研修

一般試乗期間までに、現地交通事業者へ自動運転バスのシステム及び自動運転時の挙動に関して事前技術研修を行う。

### ア 事前研修内容

閉鎖空間にて技術研修を実施。自動運転に係る法規知識（座学）と実証運行に向けたトレーニング（実技）を主に実施する。

## イ 研修期間・場所

研修期間及び場所については、受注者が指定・準備すること

## (7) 自動運転バスのレベル4自動運転実装に向けた対応

### ア 運行計画

受注者は、次に掲げる内容で自動運転バスの運行を実施すること。

なお、運行に当たっては、松江市及び松江市交通局、一畑バス株式会社と連携し、既存の路線バスに支障が生じないように、運行スケジュール等の調整を行うこと。

#### ①運行ルート及び停留所

走行ルートは【別記1】のとおりとし、停留するバス停は当該ルート上の既設バス停（P.7参照）のうち発注者と受注者との協議により定める。

#### ②運行期間

運行期間は、下記【標準運行期間】により、発注者と受注者の協議により定める。

なお、契約期間内に85日以上実施すること。

また、社会受容性<sup>\*</sup>の向上のため、市民等を対象とする試乗体験ができる期間を設けること。

<sup>\*</sup>社会受容性…自動運転バス、自動運転技術についての地域理解、利用定着化のこと。

#### 【標準運行期間】

運行内容	運行期間	運行日数	
①準備運行	令和8年9月28日～令和9年1月14日 ※土曜、日曜、祝日を除く	62	日間以上
②関係者 試乗運行	令和9年1月15日～同年1月22日	6	日間以上
③一般 試乗運行	令和9年1月23日～同年2月14日	17	日間以上

#### ③運行時間

日中の時間帯に走行することを基本とする。

#### ④運行ダイヤ

関係者試乗運行、一般試乗運行時の運行ダイヤは【別記2】を標準とし、発注者と受注者との協議により定める。

なお、1日あたり8便以上とする。

#### ⑤運転士・オペレーター

原則、受注者は走行に必要な資格を有する運転士を配置すること。

ただし、一般試乗運行期間の運転士は、原則、走行に必要な資格を有する松江市交通局職員または一畑バス株式会社社員とするが、受注者は自動運転バス走行を補佐するオペレーター等を配置すること。

なお、松江市交通局職員及び一畑バス株式会社社員による運転業務は、令和8年12月以降とする。

## イ 実証運行の運営等

- ①準備運行から一般試乗運行終了までの間、自動運転システムの保守、自動運転バス車両のメンテナンスを行うものとする。
- ②車両走行に伴う自動運転に関するデータ（走行距離（自動・手動別）、手動介入の分析等）を取りまとめ、課題の検証のための基礎資料とするものとする。
- ③運行に必要な急速充電施設（電気自動車用）は、松江市が指定する設備を使用するものとし、充電に要する電気料金は、別途、松江市が負担する。

## ウ 技術面の検証

技術面の検証については、以下の項目を想定している。なお、令和9年度のレベル4実装（国土交通大臣による走行環境条件付与）に向けて、必要に応じて、発注者及び受注者で協議のうえ検証内容を決定するものとする。

（想定する検証項目例）

- ①横断歩道手前での一時停止・徐行
- ②複雑な信号配置箇所（一箇所）の認識
- ③路上駐車等回避
- ④自律走行でのバスベイからの発車及び車線合流
- ⑤冬季降雪・積雪時の運行に必要な対策・設定条件整理(全区間)
- ⑥夜間（日没後～21時頃）の環境（低照度、対向車ライト等）での検知能力整理
- ⑦立席乗客の安全確保要件の整理

## エ 事故対応

受注者は、安全性に最大限配慮するものとし、本業務の実施中に交通事故等の不測の事態が発生した場合は、速やかに安全を確保するとともに、関係者間で定める連絡体制に基づき適切に対応すること。

### （8）国等の審議・審査に向けた課題整理・解決方法の検討

「（7）自動運転バスのレベル4自動運転実装に向けた対応 ウ 技術面の検証」を踏まえ、令和9年度のレベル4実装に向けて、必要な走行データを蓄積、課題整理を行うとともに、その解決方法を検討すること。

### （9）社会受容性の向上

自動運転に対する社会受容性の向上を目的として、松江市が実施する自動運転に対する市民の理解や自動運転バスの利用につながる取組みについて、受注者は協力すること。取組みの内容については、下記に例示する。

- ①市内で開催するイベント等での車両展示及び自動運転技術の説明（1日程度）
- ②小中学生向けの出張授業の実施（1日程度）

## (10) 報告書の作成

本業務の成果を報告書として整理すること。報告書の内容については、納品前に発注者の確認を受けるものとする。納品形態は、紙媒体 3 部及び電子媒体（CD-R 等）とする。

## 6 補助金の活用について

### (1) 補助金について

本業務は、国土交通省「令和 8 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）」の活用を予定していることから、受注者は以下に掲げる補助金交付要綱等に基づき、本業務を適正に実施するものとする。

#### ①地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

#### ②令和 8 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）

- ・ 交付規程（事務局※）
- ・ 補助事業者公募要領（事務局※）

※事務局：地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）事務局  
（PwC コンサルティング合同会社）

### (2) 検査対応

- ・ 受注者は、発注者から、発注者が当該補助金に係る実績報告資料の作成並びに中間検査及び確定検査への対応を行うにあたり必要となる資料の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じるものとする。
- ・ 受注者は国土交通省及び事務局(PwC)による現地調査（立ち入り検査）を求められた場合は、これに協力し、応じるものとする。

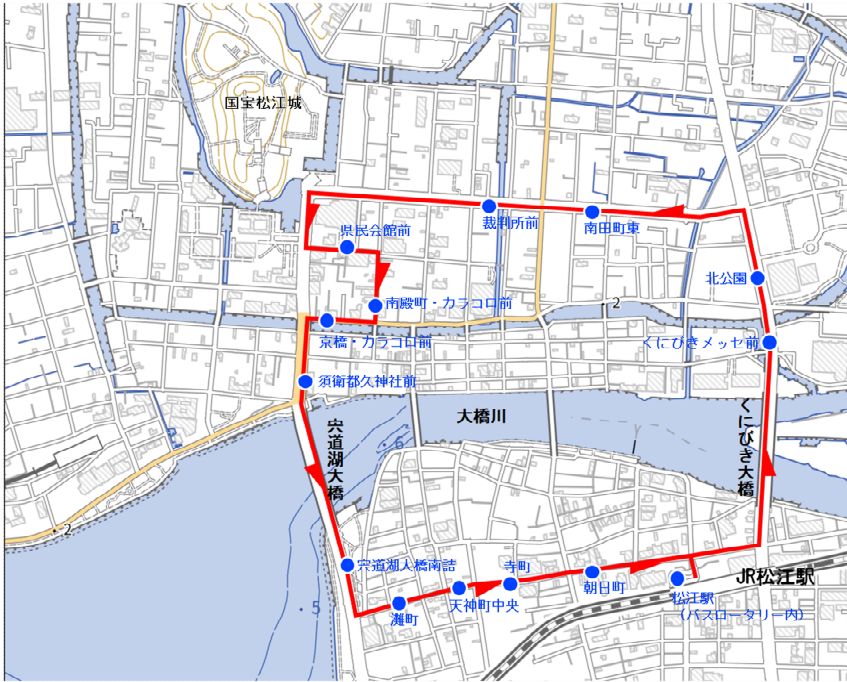
## 7 その他留意事項等

- ・ 受注者は、本仕様書によるもののほか、本業務の実施に当たり関係法令及び条例を遵守すること。
- ・ 実証運行の実施に当たっては、警察庁が作成した「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン（平成 28 年 5 月）」及び「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準（令和 6 年 9 月）」に即するものとするが、自動走行実証実験に係る制度等が変更された場合には、それに対応して実施すること。
- ・ 受注者は、事業完了後 5 年間、本委託業務等に係る会計帳簿及び証拠書類を発注者の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。
- ・ 受注者は、損害賠償保険（対人・対物無制限、人身傷害 1 名につき 5,000 万円以上）に加入するなどして、適切な賠償能力を確保すること。
- ・ 受注者は、発注者からイベント又は視察対応の指示があった場合は、原則としてこれに応じること。また、マスコミへの実証運行・技術検証の情報発信に協力すること。
- ・ 成果物の著作権、所有権、その他一切の権利は発注者に帰属するものとする。また、発注者の許可なく他に公表、貸与または使用してはならない。
- ・ 受注者は、本業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏洩してはならない。また、受注者は本業務により知り得た個人情報の取り扱いについて、別記 3「個人情報取扱特記事項書」に基づき秘

密保持を徹底するものとする。

- 本仕様書に定めのない事項又は本業務の内容に関し疑義が生じた場合は、その都度発注者と受注者が協議し、定めるものとする。

【別記1】



バス停名称
松江駅 (バスロータリー内)
くにびきメッセ前
北公園
南田町東
裁判所前
県民会館前
南殿町・カラコロ前
京橋・カラコロ前
須衛都久神社前
穴道湖大橋南詰
灘町
天神町中央
寺町
朝日町

【別記2】

便名	松江駅	くにびきメッセ前	県民会館前	灘町	松江駅	所要
自1	9:40	9:42	9:50	9:58	10:02	0:22
自2	10:15	10:17	10:25	10:33	10:37	0:22
自3	10:50	10:52	11:00	11:08	11:12	0:22
自4	11:25	11:27	11:35	11:43	11:47	0:22
待機	12:00-14:30					
自5	14:40	14:42	14:50	14:58	15:02	0:22
自6	15:15	15:17	15:25	15:33	15:37	0:22
自7	15:50	15:52	16:00	16:08	16:12	0:22
自8	16:25	16:27	16:35	16:43	16:47	0:22

※代表的なバス停の停車時刻を例示。

※待機時間 (12:00-14:30) に EV 車両の充電を行うもの。

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(適正な維持管理)

第4条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、この契約による業務の責任者及び従事者（以下この項において「責任者等」という。）を定めるとともに、責任者等の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について、書面により発注者に報告するものとする。

(個人情報の持出しの禁止)

第5条 受注者は、この契約による業務の実施に当たって、個人情報を事業所から持ち出してはならない。ただし、発注者の承諾がある場合は、この限りでない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者（受注者の子会社を含む。以下同じ。）に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務を自ら行うものとし、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(第三者への委託等の準用)

第8条 この特記事項は、受注者が、発注者の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

(従事者に対する監督・教育)

第9条 受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用した場合には、罰則が科せられることその他個人情報の保護に関して必要な事項を教育するとともに、その監督を行うものとする。

(複写又は複製の禁止)

第10条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第 11 条 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に要請したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第 12 条 受注者は、この契約による業務を処理するために、受注者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、発注者が別に要請したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第 13 条 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、必要に応じ、実地検査により確認することができる。

(事故報告)

第 14 条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(事故発生時の責任)

第 15 条 受注者は、個人情報の漏えいにより発注者及び第三者に損害を与えた場合、その損害額等について協議のうえ、この契約及び特記事項の解除の有無にかかわらず、この契約の定めに従い、責任を負うものとする。

(改善)

第 16 条 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な改善をさせることができる。